

男鹿市公告第 16 号

農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、男鹿市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 24 日

男鹿市長 菅原 広二

1 変更後の男鹿市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

男鹿市産業建設部農林水産課
男鹿市船川港船川字泉台66番地1